

## (2) 児童養護施設

### ア 理念

#### [提言]

児童養護施設が子どもにとって安心して安全に生活することができる施設として機能するよう、子ども及び施設職員に対し、子どもの権利条例の趣旨に沿った子どもの権利に関する学習を深め、啓発をさらに進めること。

#### 現状と成果

子どもに対し、人権オンブズパーソン制度を紹介したり、権利ノートその他の資料を使って定期的に説明したりするなど、子どもの権利啓発のための機会が定期的に設けられている。

また、個人情報の管理規定が設けられ、個人情報の適切な管理に向けた努力がなされており、「子どもの権利・責任ノート」が権利の視点から見直された。

#### 課題

子どもの権利の啓発の機会は設けられているものの、ヒアリングでは子どもの権利条例に定められている制度の認知度が低かったことから、人権オンブズパーソン制度を始めとする各制度について子どもたちが理解しやすいような啓発の工夫を求める必要がある。

## イ 人的な側面

### [提言]

- 1 施設を子どもにとって安心できる居場所にするために引き続き職員の配置や研修体制の充実に努めること。
- 2 家族再統合に向けた支援策を児童相談所と施設が共同して取り組める体制を整備すること。
- 3 家庭支援専門員の配置されていない施設に配置を働きかけ、子どもや家庭の状況に応じて家庭引取りが可能な子どもについては引取りのための支援を更に促進すること。

### 現状と成果

宿直は男性職員と女性職員を組み合わせるなどの配慮をしており、また、施設独自にCAPや被虐待児への対応などの人権研修を実施するとともに、神奈川県児童福祉施設職員研究会等で行われている子ども人権研修や子ども集会等にも積極的に参加している。

すべての子どもをすべての職員で支援する方法に替えたことにより、子どもの安心感が醸成されており、また、家庭的養護の実現に向けてのグループホームの設置も徐々に進められている。

### 課題

施設が子どもにとって安心できる居場所であるためには、職員による適切な支援は重要な要素であることから、引き続き職員の配置や研修体制の充実を図る必要がある。

家庭支援専門員の配置されていない施設に配置を働きかけ、子どもや家庭の状況に応じ、家庭引取りが可能な子どもについては、引取りのための支援を更に促進する必要がある。

また、家庭環境の調整は、児童福祉施設最低基準第44条第2項に定められており、施設は児童相談所と連携し、家庭引取りを視野に入れた支援を積極的に行う必要がある。

## ウ 物的な側面

### **[提言]**

施設の老朽化や狭隘などへの対応として、子どものプライバシーの確保や家庭的養護の実現の視点から施設整備に関し支援すること。

### **現状と成果**

プライベートな空間の確保、発達年齢に合わせた居室における子どもの構成、可能な範囲での居室の新設、テレビ室の設置などを行っている。

### **課題**

中長期的課題として、施設の老朽化や狭隘などについて、子どものプライバシーの確保や家庭的養護の実現の視点からの施設整備を行う必要がある。

## エ その他

### **[提言]**

年長児の状況に配慮した処遇が可能になるよう、居室やプライバシーの確保のあり方について施設とともに検討すること。

### **現状と成果**

児童相談所、所管課及び施設で合同検討会議を開催しており、第三者委員（子どもサポート）のメンバーは、保護者会及び子ども集会に参加している。

また、家族再統合に向けた親との関係調整、年長の子どもへの学習ボランティア、施設内学童保育の実施、施設独自の個人情報保護規定の周知、子ども・職員双方へのセカンドステップのプログラムの実施、体罰等に関する管理規定を設けるなど様々な配慮をしている。

居室における子どもの年齢構成に配慮し、いじめについては施設全体で防止に努めており、子どもたちが安心して相談できるよう第三者による協力も得ている。

里親委託が推進されるなど、家庭的養護の確保に努めている。

全体的に見て、自己表現、自分らしさが出せるようになってきた。

### **課題**

中長期的課題として、年長児の状況に配慮した処遇が可能になるよう、また、児童の自立支援を促進するよう、居室やプライバシーの尊重のあり方を検討する必要がある。